

災害対策のための指針

エールリハビリデイサービス

1 災害対策に関する基本的な考え方

(1) 利用者の安全確保

介護事業所は体力が弱い高齢者に対するサービス提供を行っている事を認識すること。自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため『利用者の安全を確保する』ことが最大の役割である。そのため、『利用者の安全を守るための対策』が何よりも重要となる。

(2) サービスの継続

介護事業者は利用者の健康、身体、生命を守るための必要不可欠な責任を担っている。自然災害発生時にも業務を継続できるよう事前の準備を入念に進めることが必要である。極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要である。

(3) 職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念される。したがって、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることとする。

(4) 地域への貢献

事業所が無事であることを前提に事業所が持つ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割である。

2 災害対策委員会その他事業者内の組織に関する事項について

当事業所では、非常災害発生に備えるため『災害対策委員会』を設置します。なお、委員長は事業所管理者とします。

- (1) 災害対策委員会は、年に1回以上必要な都度委員長が招集します。
- (2) 会議の実施にあたっては照れば会議システムを用いる場合があります。
- (3) 災害対策委員会の議題は委員長が定めます。具体的には次のような内容について協議するものとします。
 - ・災害対策指針の整備に関する事
 - ・職員防災研修の内容に関する事
 - ・委員会、事業者内の組織に関する事

3 職員の訓練及び研修に関する基本方針

- (1) 具体的な災害を想定した訓練を年に1回以上実施する。一連の訓練のうち、人命確保の観点から特に避難訓練を重視するものとし、避難場所や避難経路、避難方法などの妥当性について確認するとともに、自力での避難が困難な利用者の避難方法を訓練の中で検証する。訓練実施後は必要に応じて訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証を行い、本計画の見直しを行う。
- (2) 自然災害研修は年1回以上、上記訓練より前に行うこととする。

4 自然災害が発生した時の対応に関する基本方針

災害対策マニュアルに従い、利用者の安全確保を第一にしつつ、可能な限りサービスの提供維持に努めることとする。

5 利用者等に対する指針の閲覧

利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧が可能な状態とします。また事業所ホームページにも公開する。